

「新たに生まれた子等」の申告に関する Q&A 【令和 7 年 9 月 26 日版】

※以下の質問欄・回答欄において「申告書等」とは、「新たに生まれた子」等を「扶養する子」に含めて判定するための提出書類一式を示します。

【1.手続き関係】

Q1-1 今年、3 人目のきょうだいが生まれました。「新たに生まれた子等」の申告書等はいつ提出すればよいでしょうか。

A1-1 機構 HP 掲載の「あなたが行う手続きと申告できる『新たに生まれた子等』の対象期間」をご確認ください。3 人目のきょうだいが生まれた日が、あなたが申告を行おうとする手続きの「対象期間」に含まれている場合に申告書等を提出することができます。提出期限については、学校の奨学金担当窓口にて確認してください。

例：2025 年度在学二次採用へ申込みの場合→2025 年 1 月 1 日～2025 年 8 月 31 日（対象期間）に生まれた場合に提出できます。

「対象期間」は奨学金の申込みや適格認定等の手続きごとに異なります。申告に関する手続き等の詳細は機構 HP をご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/r7tashikakudai/arataniumaretako.html>

Q1-2 生計維持者が死亡（離婚等）したことにより申込者本人を含む「子ども」の扶養者が代わりました。実態としては現在の生計維持者が子ども 3 人以上を扶養していますが、まだ住民税情報では扶養の確認ができません。このままだと多子世帯と判定されませんがどうしたらよいですか。

A1-2 多子世帯の判定に係る対象期間内に生計維持者の死亡（離婚等）により申込者本人を含む「子ども」の扶養の異動が生じた場合、税情報に扶養人数が反映される前であっても「新たに生まれた子等」の申告を行い、公的証明書により扶養の実態が確認できれば多子世帯として判定します。

Q1-3 「新たに生まれた子等」に該当するため申告書等を提出予定ですが、提出期限はありますか。

A1-3 申告書等の提出にあたっては期限があります。期限については学校にご確認ください。

【2.新たに生まれた子等の条件】

- Q2-1 父母が離婚したのは申込者本人の幼少期ですが、ずっと父親がきょうだい3人を扶養していて、2025年3月に母の扶養へ変更したそうです。多子世帯と判定されますか。
- A2-1 多子世帯の判定に係る対象期間内に離婚が成立し、その結果扶養者が変更となった（扶養の異動が生じた）場合に、申告書等の提出により多子世帯と判定することができます。幼少期に離婚したという場合は対象期間外と考えられます。

【3.審査結果】

- Q3-1 「新たに生まれた子等」の申告書等を学校に提出してから、多子世帯と判定されるまでどのくらいかかりますか。
- A3-1 学校からの書類到着後「新たに生まれた子等」の判定結果が出るまでに2～3か月程度要します。
- Q3-2 「新たに生まれた子等」の申告書等を学校へ提出した後、多子世帯と判定された結果はどうしたらわかりますか。
- A3-2 ①新規に給付奨学金に採用決定される場合は、奨学生証に印字された支援区分で確認することができます。
- ②既に給付奨学生に採用されている場合は、スカラネット・パーソナルの詳細情報画面で確認することができます。

【4.その他】

- Q4-1 現在、大学等予約採用に申請中です。「新たに生まれた子等」の条件に該当する場合、申告書等を今から高等学校等へ提出すればよいでしょうか。
- A4-2 「新たに生まれた子等」については、大学等予約採用申請時点ではお手続き不要です。進学後、進学届の提出前に、大学等の奨学金担当窓口にご相談ください。